

役員等報酬規程

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人新世会（以下「法人」という。）定款第九条及び第二三条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程で役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬とは、法人と委任関係にある役員及び評議員の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員の報酬等)

第3条 理事の報酬は月額とし、別表1による報酬を支払う。又、理事会及び評議員会若しくは入札審査会等法人が開催する会議に出席したとき、あるいは法人及び施設・事業所の運営業務に従事したときは、別表3による旅費交通費を支払う。

2 理事が、理事会及び評議員会若しくは入札審査会等法人が開催する会議に出席したとき、又は理事長の命を受けて法人及び施設・事業所の運営業務に従事したときは、別表2による報酬と別表3による旅費交通費を支払う。

3 評議員が、評議員会若しくは入札審査会等法人が開催する会議に出席したとき、又は理事長の命を受けて法人及び施設・事業所の運営業務に従事したときは、別表2による報酬と別表3による旅費交通費を支払う。

(監事の報酬等)

第4条 監事が、理事会及び評議員会に出席したとき、又は、法人及び施設・事業所への指導監査への立会い及び運営状況の指導若しくは監査の業務、その他理事長の命を受けて法人及び施設・事業所の運営業務に従事したときは、別表2による報酬と別表3による旅費交通費を支払う。

(出張旅費等)

第5条 理事長が、法人及び施設・事業所の運営業務のため出席する場合は、別表4による日当及び旅費交通費を支給する。

2 理事、監事及び評議員が、法人及び施設・事業所の運営業務のため出張する場合は、第3条及び第4条の報酬に加えて別表4による日当及び旅費交通費を支給する。

3 旅費等は、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(役員報酬の限度額)

第6条 理事長の報酬は、年間総額が2,000,000円を限度として支払う。

2 理事の報酬は、年間総額が300,000円を限度として支払う。

3 監事の報酬は、年間総額が100,000円を限度として支払う。

(報酬等の支給)

第7条 理事長の報酬は、当月28日(支払日が休日の場合はその前日)に先払いで支払うものとし、旅費交通費等は必要の都度、支払うものとする。

2 理事、監事及び評議員の報酬は、会議開催の都度又は必要の都度、支払うものとする。

(重複支給の防止)

第8条 理事、監事が、同一日に開催される理事会及び評議員会のいずれにも出席した場合は評議員会に係る報酬及び旅費は支給しない。

2 役員及び評議員が、理事会及び評議員会に出席し、当該開催日当日に第3条及び第4条に規定により業務運営に従事したときは、理事会及び評議員会に係る報酬及び旅費は支給しない。

3 法人及び施設・事業所の職員を兼務する役員は、原則この規定を適用しない。

(公表)

第9条 当法人は、この規定をもって社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 本規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 本規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

1. この規程は、平成29年 6月14日から施行する。

2. この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。

別表1

名 称	報 酬
理事長	月額 150,000円

別表2

名 称	報 酬
理事及び評議員	日額 5,000円 (源泉所得税控除後)
監事	日額 5,000円 (源泉所得税控除後)

別表3

区 分	旅 費 交 通 費
自家用車	10km以内300円
	10kmを超える場合は、1km毎に30円加算する。
公共交通機関	実費
宿泊費	実費

*自家用車の交通費は、自宅から用務地までの往復距離により支給する。

別表4

旅 費	宿泊費	日 当	その他
実費	実費	日額 3,000円	実費